

神戸市立医療センター中央市民病院医の倫理委員会要綱

平成 4 年 4 月 1 日制定
平成 4 年 5 月 7 日改正
平成 13 年 4 月 23 日改正
平成 16 年 12 月 9 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 10 月 22 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 8 月 17 日改正
平成 24 年 10 月 16 日改正
平成 29 年 12 月 18 日改正
平成 30 年 2 月 15 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和 2 年 12 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 神戸市立医療センター中央市民病院（以下「病院」という）において行われる医療行為に関し、倫理的、社会的及び医学的観点からの審議を行うことにより、患者等の人権及び生命の擁護を図ることを目的として、神戸市立医療センター中央市民病院医の倫理委員会（以下「委員会」）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 具体的な個々の医療行為に関する事。
- (2) 医の倫理の在り方に関する基本的事項。ただし、治験及び臨床研究に関する事項は除く。
- (3) 臨床倫理委員会における検討事項の報告。
- (4) その他委員会に諮ることが適当と病院長が認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお構成員は男女両性で構成する。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会学の有識者

- (3) 市民を代表する者
 - (4) 市関係者
 - (5) 院長代行、副院長、院長補佐、事務局長のうち病院長が指名する者
 - (6) その他、病院長が必要と認める者
- 2 委員は病院長が委嘱する。
 - 3 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを選出する。
 - 5 委員長は委員のうちから副委員長1名を指名する。副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員長は次条の場合において委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 特定の専門事項について審議を行う場合、病院長は当該専門分野の専門家または学識経験を有する者を臨時的な委員として委嘱することができる。当該臨時委員は、その任命に係る専門事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は年度内において1回は開催するものとする。また、委員長は次の各号に掲げる場合に委員会を臨時開催することが出来る。

- (1) 第6条第2項に規定する諮問の他、病院長から諮問があるとき。
- (2) その他、委員長が必要と認めるとき。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第1号および第3号の委員の中から少なくとも1名の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を徴することができる。ただし、委員以外の者は審議及び倫理委員会の指針の策定等に加わることはできない。
- 3 申請者が委員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。
- 4 委員会は、特に次の事項に留意して審議する。
 - (1) 個人の人権の擁護
 - (2) 個人及び家族等の理解と同意を得る方法
 - (3) 個人への危険性と不利益
 - (4) 社会的、倫理的問題に対する配慮
 - (5) 個人情報保護の方法
- 5 委員会の議決を要する場合は、出席した委員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 6 委員会は委員会の要綱、委員名簿ならびに審議の概要を公表するものとする。ただし、審議の概要のうち、患者及びその関係者の人権ならびに権利利益の保護のために非公開とすることが必要と委員会が判断したものについては、この限りではない。

7 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

(申請)

第6条 倫理的、社会的な検討を要すると考えられる行為を行おうとする者は、所定の申請書(別紙様式1号)により、病院長に申請をおこなわなければならない。

2 病院長は必要に応じて、医の倫理委員会に諮問するものとする。

(書面等による迅速審議)

第7条 第5条の規定にかかわらず、委員長が書類等による審議に適していると判断する場合は、書面または電磁的記録により審議することができる。ただしこの場合、委員全員の同意を得なければならない。

2 委員長は、前項に基づく審議の結果について、次回の委員会又は電磁的に記録の残る方法で報告するものとする。

(病院長への意見・報告)

第8条 委員長は委員会における審議内容、指針等について、書面で病院長に報告する。

(専門委員会)

第9条 委員長は、具体的事項を調査・審議するため、特定事項ごとに専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長および委員は、倫理委員会の委員長が委嘱する。

3 専門委員会の委員長および委員の任期は、特定の事項の調査・検討の終了時までとする。ただし、途中において委嘱を解くことができる。

4 専門委員会の委員は、委員長が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・検討事項について説明・報告し、議事に加わることができるが、議決に加わることはできない。

5 その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、病院事務局総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。